

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年9月27日（令和3年（行個）諮問第154号）

答申日：令和4年3月14日（令和3年度（行個）答申第169号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「あっせんについて、令和元年特定日特定時刻事件番号兵庫局特定番号に係る関係文書全て「申請人特定個人」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月9日付け兵労個開第39号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

労働のあっせんにおいて、意思無能力を指し示す資料の一部として相手の反論の文章が必要と考えました。可能であれば、何とぞよろしくお願ひします。不可能の時は、その旨通知していただけますようお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年5月17日付けで、処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年6月24日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、不開示部分に係る法の適用条項を一部変更（法14条5号を削除し、同条3号ロを追加）した上で、原処分は妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載された文書は、具体的には、別表の1欄及び注2に掲げる文書1ないし文書16の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

文書4①、5及び7には、審査請求人以外の特定の個人を識別できる氏名等が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるか、又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性について

文書4②及び9は、審査請求人が申請した個別労働紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）18条に規定するあっせんの被申請人の主張等特定の法人に関する情報及び任意に提供された情報であって、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該部分は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないとされている情報である。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

文書4②及び9は、被申請人の主張等特定の法人に関する情報及び任意に提供された情報である。当該部分は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、これを開示すると、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり述べているが、本件対象保有個人情報については、上記(2)のとおり、法14条各号に基づいて開示不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、不開示部分に係る法の適用条項を一部変更し、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに改めた上で、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年9月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 審議
- ④ 令和4年2月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、不開示部分に係る法の適用条項を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果等を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番2及び通番5は、あっせん概要記録票の「あっせんの概要」欄に記載された被申請人である特定事業場の主張の一部並びに特定事業場があっせん委員に提出した反論書及びその添付資料の一部である。

当該部分のうち、通番5(2)は、特定事業場が審査請求人に渡したとする当該事業場の特定の店舗の所在地案内、通番5(3)は、審査請求人の要望に応じて当該事業場から同人に通知された同人の「解雇」に関連する書面の写しであり、その余の部分は、原処分において開示されている情報及び通番5(3)と同様の内容である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及ロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番1、通番3及び通番4は、あっせん概要記録票の「あっせんの

概要」欄及び「処理経過」欄並びに特定事業場からあっせん委員への回答書に記載された、同事業場の複数の職員の職氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得るものとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番2及び通番5は、あっせん概要記録票の「あっせんの概要」欄に記載された特定事業場の主張の記載及び同事業場の反論書の記載及びその添付資料である。

当該部分は、本件あっせん事案についての特定事業場の主張又は反論の具体的な内容及び関連する資料であり、本件対象保有個人情報の内容を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務に関し、被申請人である特定事業場等の関係者からの協力が得られなくなるなど、都道府県労働局が行う同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ、5号及び7号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番		
文書4	あっせん概要記録票	5	①「あっせんの概要」欄2行目11文字目ないし最終文字	2号	1	—
			②「あっせんの概要」欄13行目ないし22行目	3号イ及び口，7号柱書き	2	13行目ないし14行目34文字目，42文字目ないし15行目36文字目，41文字目ないし最終文字，16行目5文字目，6文字目，29文字目ないし41文字目，17行目18文字目ないし20行目18文字目
文書5	処理経過	6ないし8	6頁「処理経過」欄6行目9文字目ないし18文字目，7行目5文字目ないし12文字目	2号	3	—
文書7	回答書	10，11	10頁「職名」欄，「氏名」欄	2号	4	—
文書9	被申出人提出資料	27ないし41	27頁26行目，28頁ないし41頁	3号イ及び口，7号柱書き	5	(1) 28頁1行目，6行目ないし9行目4文字目，7文字目ないし10行目32文字目，15行目11文字目ないし28文字目，31文字目ないし16行目29文字目，17行目14文字目，15文字目，33行目1文字目ないし7文字目，24文字目ないし34行目1文字目，21文字目ないし37文字目，35行目34文字目，35文字目，29頁19行目ないし22行目，27行目9文字目ないし28文字目，30行目ないし3

					<p>3 行目， 3 8 行目 1 5 文字目ないし 3 9 行目 1 文字目， 4 0 行目 1 0 文字目ないし 3 0 頁 4 行目 1 3 文字目， 2 5 文字目ないし 5 行目 1 0 文字目， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 2 文字目， 7 行目 2 3 文字目ないし 8 行目， (2) 3 1 頁 (3) 3 8 頁ないし 4 1 頁</p>
--	--	--	--	--	---

(注 1) 2 欄の表記方法については，当審査会事務局において整理した。

(注 2) 原処分における不開示部分を含まない以下の文書は，記載を省略した。

文書 1 (復命書)，文書 2 (あっせん申請書)，文書 3 (あっせん処理票)，文書 6 (合意文書)，文書 8 (申出人提出資料)，文書 1 0 (あっせんの委任について)，文書 1 1 (あっせん開始通知書)，文書 1 2 (回答書)，文書 1 3 (あっせん委員の指名について)，文書 1 4 (あっせん申請書)，文書 1 5 (あっせん期日について) 及び文書 1 6 (あっせんに係る資料送付について)